

平成26年2月21日
厚生労働省医政局経済課

妥結率が低い保険薬局等の調剤基本料等の適正化策導入による医薬品の
適正流通に関する卸売販売業者に対する指導等について

- 今回の改定に向けた中医協の議論においては、12月以降、支払側・診療側双方から、医薬品価格の長期未妥結について問題視する意見が強く出され、今回改定において規制や適正化対策を検討するよう要請があった。
- こうした意見を受け、12月末に、いわゆる未妥結減算制度について事務局から提案したところ、著しく低い妥結率となっている場合の基本料の引き下げという検討の方向性について同意する意見が双方から出されたことから、最終的に答申に盛り込まれたところ。
- 一方、中医協の議論においては、この提案に対し、「卸の立場が急に強くなることにもなりかねない」、「(卸が)高い価格を提示したまま譲らない可能性もある」ため、「きちっとした仕組みが必要」との意見が示されたことを踏まえ、以下のような対策を講ずることとしたい。

<対策案>

- ・ 早期妥結及び妥結状況明確化の支援
 - 流通改善懇談会WTIにおける流通当事者両側による継続的協議
(両側各社の妥結状況や未妥結の具体的原因の共有、解決策の協議等)
 - 保険薬局協会による新入札制度の支援
 - 卸売業者による早期価格提示及び「妥結状況を証する書類」提供の徹底
 - ・ 卸売販売業者団体に対する未妥結減算導入の趣旨の周知徹底(通知発出)
 - ・ 相談(苦情)窓口設置と個別指導
 - 趣旨に反する卸売販売業者の価格交渉に係る相談(苦情)窓口の設置
 - 相談(苦情)窓口設置について保険医療機関等関係団体への周知
 - 卸売販売業者に対する個別指導(相談(苦情)内容に応じて)
 - ・ 導入初年度における事務処理負担を勘案した確認期間の設定
- 併せて、妥結率が低い保険薬局等の適正化の影響を調査・検証し、調剤報酬等の在り方について引き続き検討することとする。